

## 高知市就学援助事務処理要項（抜粋）

（対象者の基準）

第3条 規則第2条第1項第2号の教育長が認める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 規則第4条第1項の就学援助の認定（以下「認定」という。）を受けようとする年度又はその前年度において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- (2) 認定を受けようとする年度分（前年度の3月31日において認定を受けていた者が翌年度の4月1日以降も引き続き認定を受けようとする場合は、4月1日から9月30日までの間の認定については、認定を受けようとする年度の前年度分）の市民税の非課税又は地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に基づく減免の扱いを受けた者
- (3) 認定を受けようとする年度（前年度の3月31日において認定を受けていた者が翌年度の4月1日以降も引き続き認定を受けようとする場合は、4月1日から9月30日までの間の認定については、認定を受けようとする年度の前年度）の収入額が別に定める基準に基づき算出される額（以下「需要額」という。）の1.3倍未満の者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に援助が必要と認める者